

原 議 保 存 期 間	5 年（令和12年12月31日まで保存）
施 行 文 書 保 存 期 間	5 年（令和12年12月31日まで保存）

交 規 甲 達 第 3 号
令 和 7 年 2 月 1 0 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

道路使用許可事務取扱要領の改正について（通達）

対号 令和4年3月24日付け交規甲達第9号「道路使用許可事務取扱要領の全
部改正について（通達）」

警察署長が行う道路使用許可の取扱いについては、対号により運用してきたところであるが、この度、電子申請手続を行うシステムが変更になることに伴い、別添のとおり、道路使用許可事務取扱要領を改正し、令和7年2月17日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、対号は廃止する。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第77条に規定する道路使用許可(以下「道路使用許可」という。)及び法第80条に規定する道路管理者との協議について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 対象

道路使用許可の対象は、法第77条第1項に掲げる行為で、次に掲げるものとする。

1 法第77条第1項第1号に該当するもの

- (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃、改良等の工事又は作業
- (2) 水道管、下水道管、ガスパ、電力線、電話線その他電線類を収容する管路類を地下に埋設し、又はその保守管理を行う工事又は作業(これらのものを収容する共同溝、ケーブル・ボックス類を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。)
- (3) 地下鉄工事、地下道工事、地下街工事その他これに類する工事又は作業
- (4) こ道(線)橋等の架設、改良又は修理に伴う工事又は作業
- (5) 電気、電話、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電車等の架空線若しくはその附属物の設置又はその保守等管理を行う工事又は作業
- (6) マンホール類を使用して行うケーブル等引込み作業、マンホール内の点検・補修等の作業その他道路の地下における工事又は作業
- (7) 道路上においてつり足場又はゴンドラ類を使用して行う工事又は作業
- (8) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等作業
- (9) 道路において資器材の搬出入、生コンクリートの打設等作業
- (10) その他道路を使用して行う工事又は作業

2 法第77条第1項第2号に該当するもの

- (1) 石碑、銅像、広告塔、飾り塔等の建造物の設置
- (2) 公衆電話ボックス、郵便ポスト等の公共通信施設の設置
- (3) 電柱、ケーブル等の設置又はこれらに架する電線類の設置
- (4) 街路灯又は道路照明灯の設置
- (5) 消火栓、給水栓、消防水利、消防用防水水槽等の標識又はこれに類するものの設置

- (6) 路線バス停留所又はタクシー乗り場の表示施設の設置
- (7) 路線バス停留所にかかるベンチ、待合所等の表示施設の設置
- (8) 路線バス停留所等上屋の設置
- (9) アーケードの設置
- (10) アーチの設置
- (11) 家屋に取り付ける日よけの設置
- (12) 上空通路の設置
- (13) パイプその他の上空工作物の設置
- (14) 舞台、やぐら等の設置
- (15) 建築作業用工作物の設置
- (16) 立看板、掲示板その他の広告板の設置
- (17) 電柱等の添加広告物（電柱等に単に巻き付けるもの、貼り付けるもの又は塗り付けるものは含まない。）の設置
- (18) 取付け看板、標灯等の標示の設置
- (19) 横断幕の設置
- (20) のぼり、小旗、提灯、造花その他の飾り付けの設置
- (21) 歩行者、車両の運転者等の運行者に情報を連絡し、又は提供するための装置等施設の設置
- (22) 公衆用ごみ容器等用具の設置
- (23) その他道路における（１）～（22）に類する工作物の設置

3 法第77条第1項第3号に該当するもの

- (1) 露店又は屋台店
- (2) 靴磨き等の作業台
- (3) 商品の陳列台等の展示台
- (4) その他道路における（１）～（３）に類するもの

4 法第77条第1項第4号に該当するもの

- (1) 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、祭礼行事、ロケーション、撮影会、盆踊り等を行うこと。
- (3) 道路において競技、仮装行列、パレード、集団示威行進等を行うこと。
各種競技は、通常、使用する道路が長区間で、又は交通規制が長時間に及ぶ、円滑な交通流に伴い著しい障害を及ぼすものであることから、特にマラソン、自転車ロードレース、トライアスロン競技等の申請に対しては、交通の安全と円滑の上からも、審査を厳格に行うこと。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、街頭録音

会等をし、拡声器で放送し、又はラジオ、テレビジョン等で放送をすること。

- (5) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝を行うこと。
- (7) 車両等に備えた拡声器を用いて、通行しながら広告又は宣伝をすること。
- (8) 車両等に広告又は宣伝のため、著しく目を引くように装飾その他の装いをし、又は文字、絵等を標示して通行すること。
- (9) 道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。
- (10) 交通の頻繁な道路に、広告印刷物その他のものを散布又は通行する者にこれらを交付すること。
- (11) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

第3 許可申請者

- 1 法第77条第1項第1号に掲げる行為の許可の申請者は、工事又は作業（以下「工事等」という。）を行おうとする者又は当該工事等の請負人であって、当該工事等の全般について管理している者とする。この場合において、これらの者が法人のときはその代表者とする。
- 2 法第77条第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる行為の許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。この場合において、これらの者が法人又は団体のときはその代表者とする。

第4 申請の受付

1 事前相談の取扱い

道路使用許可の申請をしようとする者から、道路使用許可に関する相談又は問合せがあった場合には、適切に対応し、特異重要なものについては、その経緯を明らかにしておかなければならない。

2 申請書類の提出先

(1) 提出先

道路使用許可に係る申請書類の提出先は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長とする。

(2) 提出先の特例

ア 2以上の警察署長の管轄にわたる場合

道路使用許可の対象となる行為（以下「許可行為」という。）に係る場所が、県内の2以上の警察署長の管轄にわたる場合の提出先は、原則として、出発地又は主たる場所を管轄する警察署長とする。

イ 2以上の都道府県警察の管轄にわたる場合

許可行為に係る場所が、2以上の都道府県警察の管轄に及ぶ場合の提出先は、それぞれの都道府県警察の所轄警察署長とする。この場合において、当該許可行為が他県から及ぶときは、原則として最初に入県することとなる場所又は主たる場所を管轄する警察署長とする。

ウ いわゆる公安条例と競合する場合

許可行為が、多衆運動に関する条例（昭和42年石川県条例第3号。以下「公安条例」という。）の対象となる行為で、同時に道路使用許可の対象とされている場合においては、当該行為についての公安条例に基づく申請書に、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「法施行規則」という。）第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、公安条例に基づく申請書の提出をもって、道路使用許可申請書の提出があったものとみなす。

エ 道路占用許可と競合する場合

警察署長は、道路管理者から、道路使（占）用許可申請に関する協議書に基づき、協議を受けた場合、速やかに現地調査を行い、交通管理上の意見を付して回答する。

3 提出書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、法施行規則別記様式第6「道路使用許可申請書」（以下「申請書」という。）とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、2通とする。

(3) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、原則として次のとおりとする。

ア 法第77条第1項第1号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る工事等（以下「工事等」という。）の場所の位置図
- (イ) 工事等の場所及び周辺の見取図
- (ウ) 工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図
- (エ) 工事等の方法及び形態を具体的に説明する資料

- (ウ) 工事等を行う道路、その周辺道路の状況及び交通量調査結果を記載した書面

イ 法第77条第1項第2号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る工作物（以下「工作物」という。）を設置しようとする場所の位置図
- (イ) 工作物の設置の状況を示す見取図（平面図、正面図及び側面図）
- (ウ) 設置しようとする工作物の設計書（情報提供装置については、設計書及びその内容を示す書類）及び図面

ウ 法第77条第1項第3号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る露店、屋台店その他これに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図
- (イ) 露店等の形態を記載した図面

エ 法第77条第1項第4号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る道路使用の計画書
- (イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面

(4) 留意事項

簡易な道路使用については、その一部を省略することができる。この際、申請行為が他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とする場合であっても、その許認可書、確認書等の添付は要しない。

しかしながら、窓口において、口頭による質問等の方法により、他官庁の許認可状況を確認することは、法の不知による申請漏れの防止に資する等、申請者の利益になることから、これを行っても何ら差し支えない。

さらに、申請者が、添付書類等の不知から、不必要な書類作成を行わないよう教示し、申請者の負担軽減を図ることに十分配慮すること。

4 申請書の受理

警察署長は、申請書の提出を受けた場合は、次の事項について確認し、所定の様式で内容が具備されているときは、これを受理し、道路使用許可申請処理簿（様式第1号。以下「処理簿」という。）に所要事項を記載の上、処理のてん末を明らかにするものとする。

- (1) 申請内容は、第2に規定する許可の対象行為であること。
- (2) 申請者は、第3に規定するものであること。
- (3) 申請書は、所定の様式を使用していること。
- (4) 申請書の記載事項が充足していること。

- (5) 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であること。
- (6) 当該申請に必要な書類が具備されていること。

5 関係者との協議

(1) 2以上の警察署長の管轄にわたる場合

警察署長は、道路使用許可の申請を受理した場合において、当該許可行為に係る場所が、他の警察署長の管轄にわたるときは、当該警察署長に協議しなければならない。

(2) 2以上の都道府県警察の管轄にわたる場合

警察署長は、道路使用許可の申請を受理した場合において、当該許可行為に係る場所が、他の都道府県警察の管轄にわたるときは、交通規制課を通じ、当該関係警察署長に協議しなければならない。

(3) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合

警察署長は、許可行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路管理者と協議しなければならない。

第5 許可事務の取扱い

1 件数及び期間

(1) 件数

ア 件数の原則

道路使用許可は、原則として道路を使用する一つの行為について1件の許可とする。

イ 連続する同種の行為の取扱い

許可行為のうち、形式的には2以上の行為に当たるものであっても、同一の申請者が同一警察署管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続して同種の行為を行う場合については、道路使用の場所、区間、期間及び時間を限定した上で、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができる。

ウ 競合する行為の取扱い

同一の申請者が、同一の目的で2以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされるとき又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ないときには、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができる。

(2) 許可期間の基本的な考え方

道路使用許可の期間については、法上は明文の規定はない。しかし、

道路の特別使用を無制限に行わせることは、道路の効用を害し、一般交通に著しい影響を及ぼす結果となるため、法の目的を達成するには、交通管理上、許可に期間を設けることは必要なことである。その場合、許可の期間は、行為の目的、場所、方法又は形態と一般交通の実態等の状況を総合的に勘案し、交通管理上必要な最小限の期間とすることが必要である。

2 石川県警察本部長に対するりん議

警察署長は、次に掲げる事項に係る道路使用許可又は法第80条の協議については、道路使用の許可（協議）等について（りん議）（様式第2号）により石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）にりん議するものとする。

- (1) 主要幹線道路（高速道路及び自動車専用道路を含む。）、繁華街の道路等、交通の頻繁な道路における工事等で交通上の影響が著しいもの又は大規模な通行の禁止若しくは制限を伴う工事等で、著しく交通の妨害となる恐れのあるもの
- (2) アーケード又は上空通路の新設又は改造
- (3) 規模の大きいパレード、駅伝、マラソン、自転車ロードレース、ラリー若しくは集団示威行進若しくは2警察署長以上にわたって通行の禁止若しくは制限を伴う社会的影響の大きい行為又は2以上の都道府県警察の管轄にわたる行為
- (4) 道路管理者の道路情報管理施設の設置工事
- (5) 歩行者、車両の運転者等の通行者に情報を連絡し、又は提供するための装置等の施設の設置
- (6) 電線類の地中化工事又はケーブル・ボックスの埋設工事

3 警察庁との協議

次に掲げる道路使用許可の申請があったときは、警察庁交通局交通規制課長と協議を要するので、その概要を速やかに警察本部長に報告するものとする。

- (1) 新たに行うとする国際的・国内的に評価されているマラソン、駅伝又は自転車ロードレース
- (2) 新たに行うとする都市の主要幹線道路における、地方公共団体等の公共機関が主催する祭り、パレード等の行事
- (3) 新しい形態の道路使用の行為

4 条件付与

警察署長は、道路使用許可の申請があった場合において、法第77条第3

項の規定により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な条件を付するものとする。

5 一部不許可処分又は不許可処分

警察署長は、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。この場合においては、後日、審査請求又は取消訴訟が提起されることも想定し、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 道路使用許可証の交付

1 道路使用許可証の作成

- (1) 道路使用許可証（以下「許可証」という。）は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印によりこれを作成する。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証とのとじ目に割印する。

2 許可証の交付

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人にこれを交付する。
- (2) 道路使用許可証交付簿（様式第3号）に許可証の受領年月日、受領者等、必要事項の記載を求めること。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の再交付の手続は、次により行うものとする。

(1) 申請の受理

再交付の申請は、法施行規則別記様式第8「道路使用許可証再交付申請書」（以下「再交付申請書」という。）及び当該許可証によってこれを受理する。ただし、当該許可証を忘失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証の提出を要しない。

(2) 取扱い方法

再交付の申請を受理したときは、警察署長は、許可の事実を確認の上、再交付する許可証の余白に「再交付」の文字及び再交付年月日を朱書して交付するものとする。

(3) 「道路使用許可申請書」の提出がない場合の取扱い方法

再交付申請時に新たな「道路使用許可申請書」の提出がない場合は、控えとして保管している「道路使用許可申請書」の写しに必要事項を記載して交付するものとする。

(4) 保管方法

再交付申請書は、当該許可証の控えの末尾にこれを添付して、てん末

を明らかにしておくものとする。

第7 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定による道路管理者からの協議は、次によるものとする。

- 1 警察署長は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けた場合は、警察署長と道路管理者との間における相互の意見聴取等の取扱いによるほか、当該工事等の時期及び方法並びに工事等を行うときの道路交通に対する措置について検討し、必要な条件を付して回答するものとする。
- 2 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまのないときは、文書による協議に要する期間内に行われる工事等又は工事等の一部であって、文書による協議に要する期間中に行われるものに限り、口頭による協議を受理し、回答することができる。

第8 手数料の徴収

石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号。以下「手数料条例」という。）第2条の規定により手数料徴収の手続は、次により行うものとする。

1 手数料の徴収

- (1) 手数料は、手数料の免除（以下「免除」という。）の規定がない限り、当該許可の申請時に当該申請者から徴収する。この場合において、当該申請者から申請の取下げがあったときも、既納の手数料は返還しない。
- (2) 手数料の徴収は、第5の1に従い、1件ごとに行う。
- (3) 手数料は、申請を受理する際に石川県証紙条例施行規則（昭和39年石川県規則第32号）別記様式第1号「使用料（手数料）納入票」に、石川県証紙を貼付して納付させる。

2 手数料の免除等

手数料条例別表の規定により、申請者が国又は地方公共団体である場合は、手数料を徴収しないこととする。

(1) 「国又は地方公共団体」の解釈

ア 「国」とは、国の機関及びその出先機関を言う。したがって、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に基づく行政機関に限らず、国会、裁判所、会計検査院を含むものとするが、各種公団、公社、公庫、営団は含まない。

イ 「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体並びにこれらの団体の機関及び出先機関をいう。

ウ 免除の対象機関及び免除となる道路使用許可行為は、別表のとおり

とする。

(2) 免除の基準

ア 免除は、国又は地方公共団体が直接行うもののみを指し、請負業者等第三者にその事業を委託する行為は、免除の対象とならない。

イ 免除は、申請官公署（所）等の名称及び責任者名が明確である場合に限る。

第9 許可証の記載事項変更

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の手続は、次により行うものとする。

- 1 許可証の記載事項変更の届出は、法施行規則別記様式第7「届出書」（以下「変更届出書」という。）及び当該許可証によってこれを受理する。
- 2 警察署長は、許可証の交付を受けている者から、当該許可証の記載事項の変更の届出を受理した場合は、道路使用許可の同一性が認められるものかどうか、次の事項を検討しなければならない。
 - (1) 許可の申請者
 - (2) 許可に係る道路使用の範囲及び方法
 - (3) 許可に係る日時の道路又は交通の状況
- 3 警察署長は、前記2により検討した結果、道路使用許可の同一性が認められる場合には、当該許可証に変更に係る事項を記載するものとし、同一性が認められない場合には、新たに道路使用許可の申請を行わなければならないことを教示する。
- 4 変更届出書には、当該許可証を添えて届出を受け、保管してある控えと対象して、ともに所要事項を訂正し、余白に変更年月日を記載の上、許可証の変更箇所に決裁印を受けて、これを交付する。
- 5 手数料は徴収しないものとし、変更届出書は、当該許可証の控えの末尾にこれを添付して、てん末を明らかにしておくものとする。

第10 電子情報処理組織による申請（以下「電子申請」という。）

1 電子申請の運用方法

道路使用許可事務に係る電子申請は、「石川県警察電子申請業務運用要領の改正について（通達）」（令和6年4月17日付け情甲達第129号）に基づき運用される電子申請システムを利用して行うこととする。ただし、法第78条第2項による申請は電子メールを利用して行うものとする。

2 電子申請の対象手続

電子申請により行うことができる手続は、以下のものとする。

(1) 道路使用許可の申請

ア 過去に道路使用許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

- 同一の場所・方法・形態で、許可期間満了後も引き続き道路を使用するもの
- 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度に場所を変更して道路を使用するもの

イ 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態・道路交通環境が同一のもの

(2) 許可証の記載事項変更の届出

道路使用許可を受け、その許可期間が満了していないもののうち、

- 申請者又は現場責任者の変更の届出
- 申請者又は現場責任者の住所の変更の届出
- 養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更の届出

(3) 許可証の再交付の申請

交付された許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したもの

3 電子申請の取扱い

電子申請がなされた場合は、次により取り扱うこと。

なお、次に定める事項以外は第4～第9及び第11～第18に準じて行うこと。

(1) 電子申請の受信

電子申請の到達を随時確認し、到達を認知したときは、当該申請の内容を第4の4の規定に準じて確認すること。この際、申請内容が他の警察署の管轄区域であるときは、速やかに返却手続を行うとともに、申請者に正しい申請先警察署を伝え再申請するよう教示すること。

また、申請書類に不備があるときは、申請者に対し、電子メール等により補正すべき事項を通知すること。

(2) 手数料の納付、免除の通知

前記により申請内容の確認を行った結果、不備等がないものについては、申請者に対し、電子申請システムにより、手数料の納付通知又は第8の2の規定対象者には免除の通知を行うこと。

(3) 手数料の徴収

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年石川県公安委員会規則第6号）第5条に規定する納付情報により納付させること。

(4) 手数料の納付確認

電子申請システムにより手数料の納付状況を随時確認すること。

(5) 申請書類の印字及び審査

手数料の免除通知を行ったもの及び前記により手数料の納付を確認したもののについては、電子申請された申請書類一式を印字し、道路使用許可電子申請処理簿（様式第4号）に所要事項を記載の上、審査を開始すること。

(6) 審査完了

申請書類の審査完了後は、申請者に対し、電子申請システムにより必要事項を通知すること。

(7) 許可証の交付

第6の2に準じて交付すること。

(8) 許可証の記載事項変更

受付した変更届出書を印字し内容確認後、申請者に対し、電子申請システムにより必要事項を通知し、窓口において申請者から変更する許可証の提出を受けた後、第9に準じて取り扱うこと。

(9) 許可証の再交付

受付した再交付申請書類一式を印字し、第6の3に準じて再交付の準備を行った後、申請者に対し、電子申請システムにより手数料の納付通知又は第8の2の規定対象者には免除の通知をし、手数料納付を確認後、交付すること。

第11 許可条件の変更

法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続及び法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更手続は、次により行うものとする。

1 許可条件の変更の手続

許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じた場合は、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可条件変更通知書（様式第5号）を申請者に交付するとともに、処理簿等にその経過を記載する。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときで、道路管理者に条件を通知している行為については、あらかじめ道路使用許可条件変更連絡書（様式第6号）を道路管理者に送付する。

2 道路管理者からの協議を受けた場合における協議の条件の変更手続

警察署長は、道路管理者との協議成立後において、協議の条件を変更する必要が生じたときは、道路管理者に対し、速やかに通知するとともに、

変更に係る事項について再協議する。

第12 許可の取消し等

法第77条第5項に規定する、許可の取消し若しくはその効力の停止の手続又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手続は、次により行うものとする。

1 許可の取消し又はその効力の停止の手続

- (1) 許可条件に違反した場合又は道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止しようとする場合には、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくものとし、許可条件に違反した者に対しては、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）別記様式第9「弁明通知書」を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から、当該許可条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により、条件違反の状態を明らかにした報告書を作成する。
- (2) 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係る者に対し、細則別記様式第8「道路使用許可の取消し（停止）通知書」を交付し、これを執行するとともに、既に交付した許可証の返納を求める。この場合において当該許可が、道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し・停止連絡書（様式第7号）を速やかに道路管理者に送付する。
- (3) 許可の効力の停止の期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と、将来条件違反を犯さないために必要な日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでの要する期間とする。

2 道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手続

道路管理者が行う道路の維持、修繕、その他の管理のための工事のうち、既に協議が整ったものについて、道路管理者が協議の内容に違反した場合、前記1に準じて撤回の手続を執る。この場合において、写真又は見取図により、違反の状態を明らかにした報告書を作成しておく。

第13 許可事項及び許可条件の調査及び確認

1 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査及び確認

警察署長は、道路使用の許可事項及び許可条件の遵守状況について調査及び確認をしなければならない。ただし、次に掲げるものについては、これを省略することができる。

- (1) 当該許可に係る場所が小規模で、交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (2) 当該許可に係る期間が短時間で、交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (3) その他警察署長が交通に与える影響が少ないため、調査及び確認の必要がないと認められるもの

2 調査及び確認しなければならない事項

警察署長が調査及び確認しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間又は時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法又は形態
- (4) 現場責任者体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (6) 路面の履工、埋め戻し及び清掃状況
- (7) その他当該許可に付した条件の遵守状況

3 警察署長の措置

警察署長は、前記2の事項に関し、調査及び確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等の違反を認めた場合には、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るために、必要な措置を執るものとする。

第14 原状回復状況の調査及び確認

1 原状回復状況の調査及び確認

警察署長は、法第77条第7項の規定により、許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、その状況を調査及び確認しなければならない。ただし、次に掲げる以外のもので、特に警察署長が交通に与える影響が少ないと認めたものについては、これを省略することができる。

- (1) 道路の掘削又は路面の補修を伴う等の大規模な工事
- (2) 道路標識、信号機等の標識の移設又は道路標示の塗り替えを行う等の工事
- (3) 工作物の設置許可の期間が満了し、引き続き許可を受けるものでないもの
- (4) 法第77条第5項の規定により、当該許可が取り消されたもの

2 調査及び確認しなければならない事項

警察署長が調査及び確認を行わなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示、信号機等の標識・標示の回復状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の危険の回復状況

3 警察署長は、前記2の事項に関し、調査及び確認を行った結果、原状回復措置が執られていない、又は不十分で、交通の安全と円滑に支障があると認めるときは、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な措置を執るものとする。

第15 協議台帳及び道路占用協議台帳の作成

警察署長は、法第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは、協議台帳（様式第8号）を作成し、道路法第32条第5項の規定により道路管理者と協議を行ったときは、道路占用協議台帳（様式第9）を作成して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

第16 関係者からの協議に対する取扱い

1 他の警察署長からの協議

警察署長は、他の警察署長から、自署の管轄にわたる許可に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可の条件その他意見を付して、当該警察署長に回答する。

2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

警察署長は、道路管理者から、道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る行為の検討を行い、許可の適否及び必要な条件を当該道路管理者に回答する。

3 公安条例と競合する場合の石川県公安委員会からの協議

警察署長は、石川県公安委員会から公安条例の対象となる行為と競合する道路使用許可に関する協議を受けたときは、当該協議に係る行為の検討を行い、許可の適否及び必要条件を回答する。

第17 事務の委託

1 石川県交通安全活動推進センターへの委託

警察署長は、許可に関し、次の事項を石川県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）に委託することができる。

- (1) 道路使用許可の申請に係る場所、その周辺地域における道路及び交通の状況その他許可の判断に必要な調査
- (2) 道路使用許可事項及び条件の遵守事項の調査及び確認
- (3) 原状回復状況の調査及び確認
- (4) 道路使用許可に関する資料の整理及び保管並びに情報の提供

(5) その他道路使用許可に関する調査

2 警察署長の措置

警察署長は、前記1により推進センターに事務を委託した場合において、推進センターの調査結果に基づき必要な場合には、申請者又は許可を受けた者から事情を聴取した上、許可若しくは不許可を判断し、又は許可に必要な条件を付すほか、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るために必要な措置を執るものとする。

第18 報告等

- 1 警察署長は、警察本部にりん議した道路使用許可について、許可した場合、石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第18号）別記様式第8「道路使用許可報告（通報）書」により、報告又は通報するものとする。
- 2 警察署長は、不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくはその効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回をしようとするときは、警察本部長に報告するものとする。
- 3 警察署長は、許可又は法第80条の道路管理者との協議をした現場において、交通事故（人身事故）が発生したときには、速やかに、道路使用許可現場における交通事故発生報告書（様式第10号）により、警察本部長に報告するものとする。
- 4 警察署長は、道路使用の許可等に係る事務の処理状況について、道路使用許可取扱い状況報告（様式第11号）及び道路使用許可電子申請取扱い状況報告（様式第12号）により、毎月10日までに警察本部長に報告するものとする。
- 5 警察署長は、道路使用許可事務の適正な運用を図るため、道路使用許可処分状況票（様式第13号）により、道路使用許可の申請に関する処分の状況を明らかにするものとする。

別表（第8関係）

1 道路使用許可申請に係る手数料を免除する対象機関及び道路使用許可行為

免 除 機 関	免除となる道路使用許可行為
国又は地方公共団体	1 道路交通法第77条第1項第1号から第3号に掲げる行為 2 石川県道路交通法施行細則第14条各号に掲げる行為

2 免除の具体的事例

対 象 機 関	道路使用許可行為
国土交通省金沢河川国道事務所 石川県土木部 〇〇土木事務所 〇〇市・〇〇町	道路工事 路面補修・地下道・側溝・陸橋 ・橋梁・架線・埋没下水道等
〇〇市企業局 （ガス、水道、電気）	水道・ガス管等配管工事
公立学校・病院・附属機関	行事・競技等
行政機関の消防	演習・パレード